



発行  
東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…四

告示

●東京都告示第百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年二月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 都道八王子町田線

二 指定する区間 八王子市東浅川町千九十八番一地先から同市狭間町千四百六十四番四地先ま

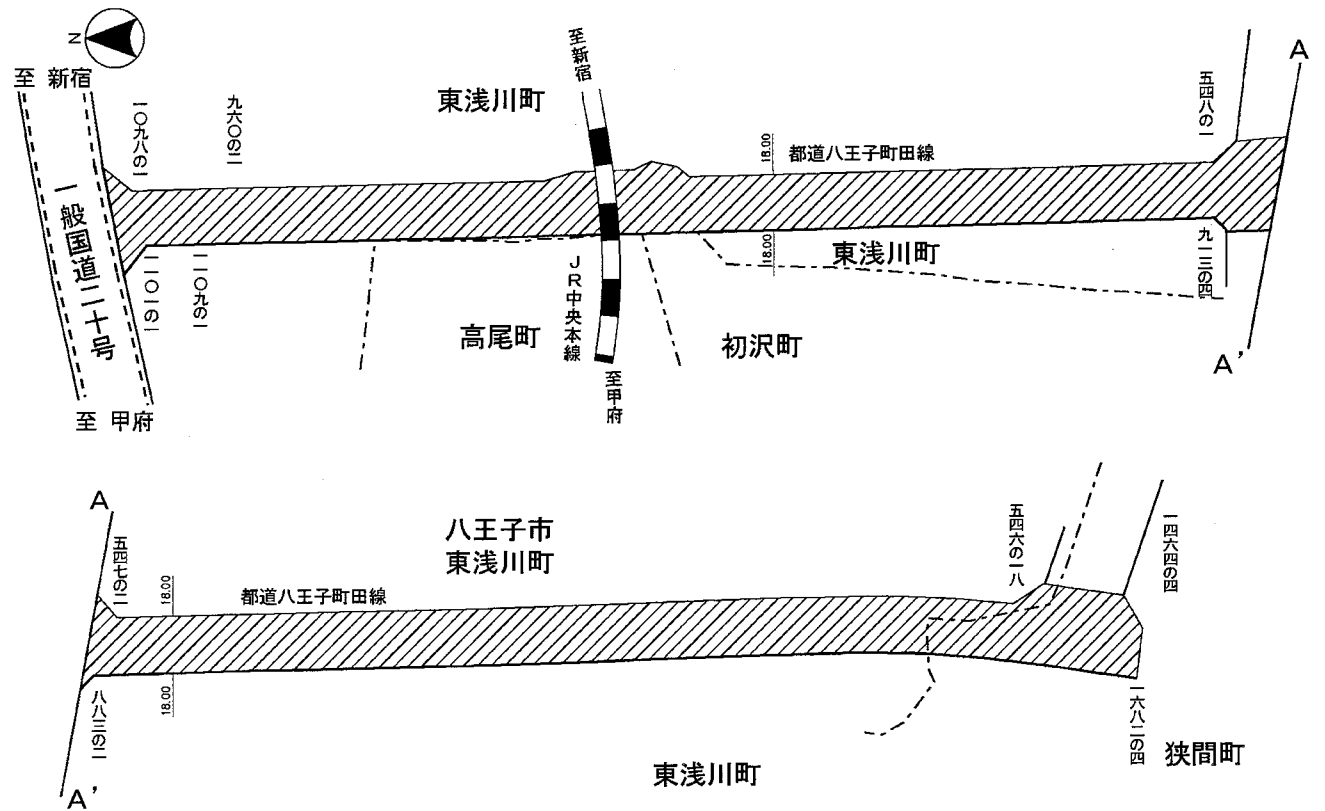
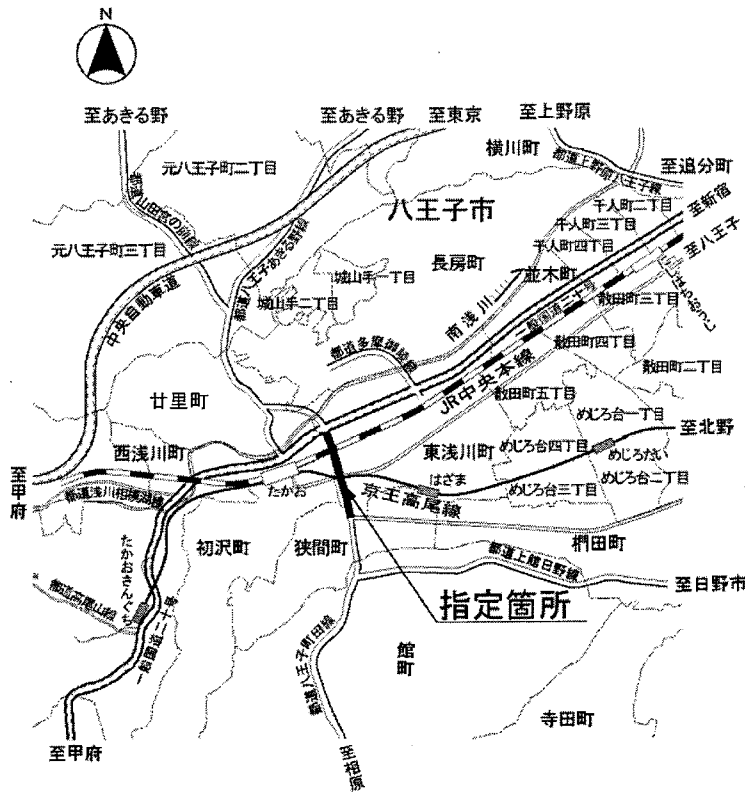
三 指定の概要

で 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道八王子町田線  
八王子市東浅川町～狭間町

- 指定区間
- 延長 七・七・六〇メートル
- 電線共同溝予定名称 八王子町田・四号
- 高速自動車国道・一般国道
- 都道
- 市道



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人情報ボランティアの会・八王子

三 代表者の氏名

千種 康民

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市山田町千九百五十六番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、八王子ならびに周辺地域の一般市民及び市民団体を主たる対象とし、情報通信技術の利用とその普及に努めることで、豊かな市民生活の実現及び地域社会の問題解決に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望の会

三 代表者の氏名

轟 哲也

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区広尾五丁目十六番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、スキルス性胃癌に関する情報を収集し、収集した情報をインターネット等のネットワーク、印刷物又は公開講演会若しくはシンポジウム等の手段によって発信する事業を通じて、スキルス性胃癌患者又は家族の支援を行うとともに、広く一般市民へのスキルス性胃癌の認知に努め、スキルス性胃癌の早期発見及び根治を目指す活動に資することによって、一般市民の健康の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人家族と寄り添う会

三 代表者の氏名

細谷 祐輔

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座一丁目十六番七号 銀座大栄ビル五階

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象とし、死後にご家族や周囲の人々に迷惑を掛けたくないという明確な本人の意思の実現のため、老後における生活、尊厳ある死の事前準備および死後の事務手続きを支援することによって、高齢者を始めとした一般市民へ社会福祉の安心と増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メデイカルストック

三 代表者の氏名

田辺 克洋

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中央町二丁目十一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域において地震、洪水等の自然災害やテロ等の人為災害の発生により、一般市民の生命、健康、財産、生活権が脅かされ、被害者への救助、救命、援助は充分とは言えず、特に災害医療体制の構築は緊急の課題となつている。我々の豊富な経験と知識により、あらゆる種類の被災者および日本人、外国人を問わず、すべての災害被災者に人道的医療活動の援助を行い、広く公益に寄与することを目的として活動する。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年二月十六日

- 一 店舗名 東京都知事 外 添 要 一 国領アーバンビル
- 二 店舗所在地 調布市国領町八丁目二番地六十四
- 三 設置者名 株式会社IYリアルエステート
- 四 設置者住所 千代田区二番町八番地八
- 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 六百四十台
- 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 六百四十台
- 七 変更日 平成二十七年九月三十日
- 八 届出日 平成二十七年一月二十九日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十七年二月十六日から同年六月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年二月十六日

- 一 店舗名 東京都知事 外 添 要 一 玉川高島屋ショッピングセンター マロニエコート
- 二 店舗所在地 世田谷区玉川二丁目二十七番五号
- 三 設置者名 東神開発株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 世田谷区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成二十七年一月二十八日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十七年二月十六日から同年三月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター

二 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号

三 設置者名 東神開発株式会社ほか三名

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年一月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年二月十六日から同年三月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 112-0002

